

三重県公報

平成29年10月27日(金)

第 2950 号

毎週火・金曜日発行

		目	次			
(番号)	(題	名)			(担当)	(頁)
	告 示					
748	大規模小売店舗立地法の規	定による意見の概要		(中小企 ス産業抗	業・サービ 長興課)	2
749	同件			(同	2
750	同件			(同)	2
751	道路の区域変更及びその関	係図面の縦覧		(道路	管理課)	3
752	道路の供用開始及びその関	係図面の縦覧		(同)	4
753	三重県屋外広告物条例及び 及び区間の指定の一部を改		施行規則の規定による区域	(景観ま 課)	ちづくり	5
754	三重県屋外広告物条例の規	定による公共的団体の	指定の一部を改正する告示	(同)	6
	公 告					
	農用地利用配分計画の認可			(担い	手支援課)	6
	特定調達公告					
	落札者を決定した旨			(人	事 課)	7

告 示

三重県告示第748号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出(大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更)に対して同法第8条第1項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成 29 年 10 月 27 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 久居インターガーデン(Aブロック) 津市久居明神町字風早 2370 ほか 43 筆
- 2 津市から聴取した意見 意見なし
- 3 意見の縦覧場所 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間 平成29年10月27日から同年11月27日まで 開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 749 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出(大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更)に対して同法第8条第1項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成 29 年 10 月 27 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 久居インターガーデン (Bブロック) 津市久居明神町字風早 2381-2 ほか 30 筆
- 2 津市から聴取した意見 意見なし
- 3 意見の縦覧場所
 - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間 平成29年10月27日から同年11月27日まで 開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 750 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出(大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更)に対して同法第8条第1項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成 29 年 10 月 27 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 久居インターガーデン (Cブロック) 津市久居明神町字風早 2488-1 ほか 38 筆 2 津市から聴取した意見

意見なし

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

平成29年10月27日から同年11月27日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 751 号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。 平成29年10月27日

三重県知事 鈴 木 英 敬

第 1

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 小牧小杉線

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
四日市市山之一色町字西広口 1914 番地先 から	田	8. 82~11. 12	81. 29
四日市市山之一色町字西広口 1941 番 5 地先 まで	新	8.83~15.49	81. 29

第 2

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 大台宮川線

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
多気郡大台町上真手字寺谷東 20 番 4 地先 から	Œ	13. 88~69. 49	56. 83
多気郡大台町上真手字井ノ谷東 22 番 1 地先まで	新	13. 20~49. 26	56. 83

第3

1 道路の種類 県道

2 路線名 大台ケ原線

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
多気郡大台町桧原字出屋敷 628番2地先 から	旧	4.89~14.60	582. 20
多気郡大台町桧原字宮平 561番1地先 まで	新	9.60~29.90	582. 20

第4

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 紀勢インター線

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
度会郡大紀町崎字横谷 1467番 5 地先 から	旧	6.70~12.90	224. 20
度会郡大紀町崎字横谷 1534番3地先 まで	新	9.36~12.90	224. 20

第5

1 道路の種類 一般国道

2 路 線 名 167号

3 道路の区域

区間	旧新の別 敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
----	-----------------	----------

_ _ _ ...

志摩市磯部町五知字長尾 325番2地先 から	旧	53. 10~99. 00	120. 20
志摩市磯部町五知字向清水山 314 番地先 まで	新	49.40~98.70	120. 20

第6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 阿児磯部鳥羽線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
志摩市磯部町的矢字小的矢 641 番地先 から	旧新	2.20~16.60	718. 01
志摩市磯部町的矢字藤谷 892番16地先まで	新	3.00∼20.60	577. 50

第7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 青山美杉線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊賀市川上字北野 597番地先 から 伊賀市川上字北野 707番 36地先 まで	旧	10.63~47.56	834. 07

第8

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 青山美杉線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊賀市青山羽根字葭ヶ廣 2122 番 17 地先 から	旧	8.60~76.90	2, 959. 25
伊賀市種生字安場 2850 番 10 地先 まで	新	7.50~76.90	2, 959. 25

第9

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 海山尾鷲港線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
小乡中和红儿四十八次合花)上 1000 运址区内	旧	9.83~17.30	108.00
北牟婁郡紀北町小山浦字藤ノ木 1238 番地先内	新	10.50~17.30	108.00

第 10

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 御浜紀和線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
南牟婁郡御浜町西原字折戸 266 番 3 地先 から 南牟婁郡御浜町上野字下山 1333 番 1 地先 ま	旧新	4.50~18.70	1, 021. 65
間午安仰呼供町工町子「田 1555 番 I 地元 よで	新	10.10~48.80	1, 023. 50

三重県告示第 752 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。 平成 29 年 10 月 27 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 422 号	多気郡大台町栗谷字中木屋奥 1211 番 32 地先 から 多気郡大台町栗谷字中木屋奥 362 番 1 地先 まで	平成 29 年 11 月 7 日
県道 青山美杉線	伊賀市青山羽根字葭ヶ廣 2262番16地先から 伊賀市種生字安場 2847番3地先まで	平成 29 年 11 月 9 日 正午

本

に、

県道 七色峡線	熊野市井戸町字西 2994番4 から 熊野市井戸町字伊豆明神 3005番5 まで	平成 29 年 10 月 27 日

三重県告示第 753 号

三重県屋外広告物条例及び三重県屋外広告物条例施行規則の規定による区域及び区間の指定(昭和 57 年三重 県告示第313号)の一部を次のように改正します。

平成 29 年 10 月 27 日

三重県知事 給 木 英 敬

2の項(1)の表中

167

- 一 般 国 道 ┃ 1 志摩市磯部町上之郷地内の県道鳥羽磯部線との分岐点より鳥羽市の方向へ 250 メートルの地 点から鳥羽市白木地内の広田橋まで
 - 2 志摩市磯部町穴川土橋 1162-88 番地先から同市磯部町恵利原井口地内の県道伊勢磯部線との 分岐点までのバイパス
 - 3 志摩市阿児町鵜方地内の県道鳥羽阿児線との交差点から同市阿児町鵜方地内の一般国道 260 号との交差点までのバイパス
 - 鳥羽市白木町字細田 68番3から伊勢市二見町松下字滝落 1944番1まで

167

- 一般 国 道 1 志摩市磯部町上之郷地内の県道鳥羽磯部線との分岐点より鳥羽市の方向へ 250 メートルの地 点から鳥羽市白木地内の広田橋まで
 - 2 志摩市阿児町鵜方地内の市道神杣線との交差点から同市磯部町恵利原井口地内の県道伊勢磯 部線との分岐点までのバイパス
 - 鳥羽市白木町字細田 68番3から伊勢市二見町松下字滝落 1944番1まで

一般国道

260

- 1 志摩市志摩町片田地内の深谷大橋から同市志摩町御座字城山 118 番地まで
- 2 志摩市浜島町浜島地内の市道桧山路浜島線との分岐点から同市浜島町南張地内の城之橋まで
- 3 志摩市浜島町(南張海岸側)と南伊勢町との境界から南伊勢町五ケ所浦地内の五ケ所小学校 西入口前まで
- 4 南伊勢町船越地内の西之谷橋から同町内瀬地内の高浜橋まで
- 南伊勢町斉田地内の斉田橋から同町押渕地内の町道沖田線起点(旧押渕橋側)との分岐点ま
- 6 南伊勢町押淵地内の県道礫浦押淵線の終点から同町道方地内の新道方大橋まで
- 7 南伊勢町道方地内の新道方大橋より大紀町の方向へ 500 メートルの地点から同町東宮字豆方 65番2地先まで
- 8 南伊勢町東宮地内の東宮橋から同町河内地内の河内橋まで
- 9 南伊勢町村山地内の村山大橋から同町古和浦地内の栃木トンネルまで
- 10 南伊勢町古和浦地内の古和浦大橋から紀北町東長島字小名倉 2715 の 6 番地先まで

一般国道

306

- いなべ市藤原町山口地内の冷川橋より滋賀県境の方向へ50メートルの地点から滋賀県境まで
- 鈴鹿市伊船町字畑ヶ田 1619 番地から同市長沢町地内の県道神戸長沢線との交点まで

一般国道 260

- 1 志摩市阿児町鵜方地内の市道神杣線との交差点から同市阿児町鵜方地内の赤松ヶ谷交差点ま
 - 2 志摩市志摩町片田地内の深谷大橋から同市志摩町御座字城山 118 番地まで
- 3 志摩市浜島町浜島地内の市道桧山路浜島線との分岐点から同市浜島町南張地内の城之橋まで
- 志摩市浜島町(南張海岸側)と南伊勢町との境界から南伊勢町五ケ所浦地内の五ケ所小学校 西入口前まで

- 5 南伊勢町船越地内の西之谷橋から同町内瀬地内の高浜橋まで
- 6 南伊勢町斉田地内の斉田橋から同町押渕地内の町道沖田線起点(旧押渕橋側)との分岐点まで
- 7 南伊勢町押淵地内の県道礫浦押淵線の終点から同町道方地内の新道方大橋まで
- 8 南伊勢町道方地内の新道方大橋より大紀町の方向へ 500 メートルの地点から同町東宮字豆方 65番2地先まで
- 9 南伊勢町東宮地内の東宮橋から同町河内地内の河内橋まで
- 10 南伊勢町村山地内の村山大橋から同町古和浦地内の栃木トンネルまで
- 11 南伊勢町古和浦地内の古和浦大橋から紀北町東長島字小名倉 2715 の 6 番地先まで

11 旧げ劣町 日和佃地内の日和佃人間から紀北町 来及田子小石店 2710 00 番地元よく 1 いなべ市藤原町山口地内の冷川橋より滋賀県境の方向へ50 メートルの地点から滋賀県境まで

一般国道306 号

2 鈴鹿市伊船町地内の市道三畑長澤線及び市道長澤 264 号との交差点から同市追分町地内の市 道長澤 269 号との交差点及び市道長澤 177 号との交差点まで

改める。

附則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。ただし、2 の項(1)の表中一般国道 167 号の項第 2 号及び一般国道 260 号の項第 1 号の改正規定は、一般国道 167 号の志摩市阿児町鵜方地内から志摩市磯部町穴川地内までの区間の供用開始の告示の日から、一般国道 306 号の項第 2 号の改正規定は、一般国道 306 号の鈴鹿市長澤町地内の県道神戸長沢線との交差点から同市追分町地内の市道長澤 269 号との交差点及び市道長澤 177 号との交差点 までの区間の供用開始の告示の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に一般国道 167 号の志摩市阿児町鵜方地内の市道神杣線との交差点から志摩市磯部町 穴川土橋 1162-88 番地先までの区間、一般国道 260 号の志摩市阿児町鵜方地内の市道神杣線との交差点から同 市阿児町鵜方地内の県道鳥羽阿児線との交差点までの区間及び一般国道 306 号の鈴鹿市長澤町地内の県道神戸 長沢線との交差点から同市追分町地内の市道長澤 269 号との交差点及び市道長澤 177 号との交差点までの区間 において適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件については、改正後の 2 の項(1)の表中一 般国道 167 号の規定、一般国道 260 号の規定及び一般国道 306 号の規定は、この告示の施行の日から 3 年間は 適用しない。

三重県告示第 754 号

三重県屋外広告物条例の規定による公共的団体の指定(平成17年三重県告示第311号)の一部を次のように 改正し、公表の日から施行します。

平成 29 年 10 月 27 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

第9項を削る。

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農地中間管理 機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

(「次のとおり」は省略し、当該計画を三重県農林水産部担い手支援課に備え置いて縦覧に供します。) 平成 29 年 10 月 27 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	貝旧惟の故た寺を支ける土地	
高木 基博	四日市市下海老町 714	四日市市西坂部町 4895 ほか 9 筆	
農事組合法人 サンライズ嬉野	松阪市嬉野田村町 329-1	松阪市嬉野田村町字東浦 454-2	

長野ライス 株式会社	松阪市嬉野算所町 592-1	松阪市嬉野算所町字西浦 968 ほか 7 筆
農事組合法人 星の郷	松阪市星合町 513-4	松阪市星合町字前田 1671-2 ほか3筆
山本 翔史	度会郡玉城町佐田 1002-24	伊勢市粟野町南浦 93
鈴木 翔	熊野市金山町 381-3	熊野市金山町古屋 672-1 ほか1筆

2 農用地利用配分計画の認可日

平成 29 年 10 月 27 日

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)第12条の規定により公告します。

平成 29 年 10 月 27 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 特定役務の名称 三重県人材マネジメントシステム再構築及び運用保守業務委託

2 担 当 部 局 津市広明町13番地

三重県総務部人事課

3 落札者決定日 平成29年9月21日

4 落 札 者 三重県津市栄町2丁目312 津第一生命ビル4F

日本電気株式会社三重支店 支店長 陸浦 淳史

5 落 札 金 額 入札価格 289,850,000円

契約金額 314,888,965 円

6 決 定 手 続 総合評価一般競争入札

7 入 札 公 告 日 平成 29 年 7 月 25 日

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/